論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号 ※ 甲 第 号

氏 名 王 温懿

論 文 題 目

戦後日本におけるポルノグラフィ映画のポリティクス ——1960 年代から 1970 年代の「民主」とジェンダー/セク シュアリティをめぐって

論文審查担当者

主査 名古屋大学 教授 藤木 秀朗

委員 名古屋大学 教授 飯田 祐子

委員 名古屋大学 准教授 小川 翔太

委員 名古屋大学 准教授 馬 然

委員 名古屋大学 教授 松下 千雅子

論文審査の結果の要旨

[本論文の概要]

本論文は、1960年代から70年代の日本で発表されたピンク映画、東映ポルノ映画、 日活ロマンポルノ映画、大島渚監督の『愛のコリーダ』(1976年日本公開)を「ポル ノグラフィ映画」として取り上げ、それらが戦後の「民主」やジェンダー/セクシュ アリティに関する問題にどう関係し、性の多様性を考慮に入れた現在の視点からどの ように評価できるかを考察したものである。「ワイセツ」裁判の記録を含め同時代の言 説を広く渉猟しながら、上記の映画を事例にテクスト分析を行うことで、ポルノグラ フィ映画の政治性を論証している。本論文は序章と終章に加えた5章からなっている。 序章で、同時代の映画産業と検閲の歴史的経緯を導入し、ポルノグラフィ映画の理 論と日本のポルノグラフィ映画史に関する先行研究を批判的に検討した上で、第1章 では、武智鉄二監督による2つのピンク映画の代表作『黒い雪』(1965年)と『幻日』 (1966年)を取り上げ、前者がテクスト上でも、ワイセツ裁判をめぐる(女性による 上映反対意見も含む)言説上でも、アメリカに対して日本の民族性と男性性の両方の 同一性を支持するものになっていたのに対して、後者はそうした自己同一性を拒む表 象になっていることを論じている。第2章では、1968年前後に製作された若松孝二監 督の作品に注目し、それらが女性を男性の性的欲望として見せる性暴力の表象を含ん でいる一方で、主体と客体の区別や男女の二元論的区別を曖昧にするような「アブジ ェクトな身体」を前景化することで、父権社会で慣習化された固定的なジェンダーの 位置を揺るがし、それによって当時の全共闘運動内部の性差別にも批判的な描写を行 なっていることを明らかにしている。第3章では、日本映画史研究で見過ごされてき た東映ポルノに光を当て、「団地妻」を題材に家父長主義的なイデオロギーを強化する ことの多かった日活ロマンポルノに対して、東映ポルノは女性の身体を、女性に危害 を加える男性を破滅させるものとして表象する傾向にあったことを論じている。また、 当時のウーマンリブが「生殖の性」にこだわるあまり、女性にとっての「性欲の性」 を軽視し、東映ポルノのジェンダー・ポリティックス上の意義を十分に汲み取れなか った点も指摘している。第4章では、日活ロマンポルノの中でも特異な、神代辰巳監 督の1971年の作品を取り上げ、この映画が映像と音の非同期化の手法により、「ワイ セツ」論争の言説が神話化した「反権力の肖像」としてのストリーパーのイメージを 問題化している点を論じている。第5章では、大島渚が、「戦後民主主義」思想を批判 した吉本隆明の「個」の思想に共鳴する形で『愛のコリーダ』を発表し、性をめぐる 裁判を敢えて引き起こすことで、個人の身体を規制する「国民」意識に挑む「民主」 を打ち出すとともに、フェミニストが女性による性の自己決定性や多様な性のあり方 を唱えるきっかけを与えたことを明らかにしている。終章では結論として、ポルノグ ラフィ映画が、父権社会の中で「性愛」に関する女性の声を「ノイズ」から「言説」 へとその社会的地位を変化させる一つのきっかけになっていたと主張している。

論文審査の結果の要旨

[本論文の評価]

近年の映像研究では、ポルノグラフィがとりわけ女性の身体を性の消費の対象にしてきた歴史的経緯と現代的状況を十分に認識しながらも、それをジェンダー・ポリティクスの観点から多元的に考察する必要性も唱えられてきた。本論文は、こうした研究動向を踏まえつつ、1960年代・70年代の日本で興隆し注目を集めたポルノグラフィ映画の考察を通して、主として次の4点で映像研究、日本映画史研究、戦後日本の文化史研究に新たな知見をもたらすものとして評価できる。

第1に、従来の英語圏の映像研究では、大島渚監督の『愛のコリーダ』といった海 外でも有名な日本映画が性をあからさまに表現した作品として論じられることが少な くなかったが、作品が発表された日本の同時代の歴史的文脈を考慮に入れた分析はほ とんどなかった。これに対して本論文は、『愛のコリーダ』を含め性描写を前景化する、 その時代の作品群を日本の「ポルノグラフィー映画」として包括的に捉え、その歴史 的意義を特定の文脈に即して明らかにしている。第2に、従来の日本映画史研究では、 初期のピンク映画を権力に抵抗する政治的な作品として捉え、後期のピンク映画と日 活ロマンポルノを商業的なものとして捉える二項対立的な見方が前提にされているこ とが多かった。これに対して本論文は、一見商業的で、男性中心主義的なものにしか 見えないような東映ポルノや日活ロマンポルノにも政治性があることを見出し、ジェ ンダー・ポリティクスに関わる問題提起を行なっている。第3に、本論文は、単にポ ルノグラフィ映画の性表象を分析するだけでなく、この種の映画が性をめぐる裁判を 起こすきっかけとなり、ともすると私的なものとしてタブー視されやすい問題を公共 の場で議論するきっかけをもたらしたものとして論じている点で、戦後日本の文化史 研究としても意義がある。1960年代の「ワイセツ」論争では、「芸術」対「ワイセツ」 の二項対立が前提とされ、民族主義的同一性と男性性が前者に結び付けられて肯定的 に語られる一方で、性の多様性の問題が看過されたと本論文は論じている。そして第 4に本論文は、ポルノグラフィー映画をウーマンリブの歴史とかからわせて論じてい る点でも新しい。この考察を通じて、日本のフェミニズムが「生殖の性」へのこだわ りから、性の多様性や自己決定性の重視へと転換してきた歴史的経緯を示唆し、今後 のジェンダー研究に議論を投げかけている。

とはいえ、本論文にも問題がないわけではない。映画表象の具体的な記述が不足し、「ワイセツ」裁判に関わる言説の引用も少ないために実証的な論証としては説得力に欠けている面がある。また全体的に「国家権力」と「性表現」が単純に二項対立的に前提とされている傾向がある。とはいえ、こうした問題は今後の課題として十分に改善していくことが期待できるものであり、本論文全体の価値を損なうものではない。

以上により、審査委員一同、本論文が博士(文学)の学位を授与するにふさわしい ものと判断した。